第１編
総則

第１章 背景及び目的

本指針は、都道府県及び市町村における災害廃棄物処理計画の作成に資することを目的に、平成23年３月11日の東日本大震災の経験を踏まえ、今後発生が予測される大規模地震や津波及び水害、その他自然災害による被害を抑止・軽減するための災害予防、さらに発生した災害廃棄物（避難所ごみ等を含む）の処理を適正かつ迅速に行うための応急対策、復旧・復興対策について、必要事項を整理したものである。

我が国は、その位置、地形、地質、気象などの自然的条件から、地震、台風、大雨、火山噴火などによる災害が発生しやすく、特に、世界全体に占める日本の地震の発生割合は、マグニチュード６以上の地震回数の 20.5％と世界の 0.25％の国土面積に比して非常に高く、災害に対する備えなくしては成り立たない国土である。

平成７年の阪神・淡路大震災の経験により、大規模地震による災害は、被害が広い範囲に及ぶほか、ライフラインや交通の途絶などの社会に与える影響が風水害等の災害と比較して大きいこと、また廃棄物の発生量も他の災害と比べ大量であることなどを考慮して、震災廃棄物対策指針（平成 10 年 10 月）が策定された。その後、平成 23 年に発生した東日本大震災では、大規模地震に加え、津波の発生により、様々な災害廃棄物が混ざり合い、その性状も量もこれまでの災害を遙かに超えた被害が広範囲に発生した。このため、上記指針に基づいて災害廃棄物処理計画（以下「処理計画」という。）を作成していた市町村においても混乱が生じた。

本指針は、東日本大震災で得られたさまざまな経験や知見を踏まえ、また、近年全国各地で発生した大雨、竜巻、台風の被害への対応から得た知見や知識を加えたうえで、平成 10 年に策定された震災廃棄物対策指針の改訂を行うとともに、平成 17 年に策定された水害廃棄物対策指針との統合を行うものである。

災害廃棄物の処理にあたっては、まず住民の健康への配慮や安全の確保、衛生や環境面での安全・安心のための迅速な対応が必要であることから、自然災害により発生した災害廃棄物の処理において実用的な技術情報を盛り込み、被災した地方公共団体だけでなく、支援する地方公共団体等にとっても実用的な指針とすることを目指して策定したものである。

本指針を参考に、各都道府県・市町村において実行ある処理計画の作成・改定が求められ、さらに実際に大規模災害や複合的な災害の発生時には、当該処理計画による柔軟な対応が必要であり、現実的かつ着実な災害廃棄物対策を進めていくことが求められる。

本指針は、今後発生する災害や、地方公共団体での処理計画の作成・改定の取組を通じ、常に点検・見直しを図り、地域での取組と連動し、実効性のあるものに高めていくこととする。また、これらの取組を通して災害廃棄物対策に関する教育訓練や人材育成にも努めていく。

第２章 指針の構成

本指針は、本編（第１編 総則、第２編 災害廃棄物対策）、資料編（第３編 技術資料、第４編 参考資料）から構成される。

環境省防災業務計画（平成 24 年９月 19 日環境省訓令第 20 号）に則り、第１編では、指針の背景及び目的、指針の構成、基本的事項、第２編では、災害予防（被害抑止・被害軽減）、災害応急対応、災害復旧・復興対策別に災害廃棄物処理計画作成にあたっての指針を示す。

資料編では、本編の内容を補足する資料を示している。

＜本編＞

【第１編　総則】

- 災害廃棄物対策指針の目的や基本的な事項を記載し、実線枠内は項目における重点を示す。
- 発災後における各主体の行動を時系列に整理し、全体を見渡せるフロー図を示す。

【第２編　災害廃棄物対策】

- 地方公共団体における地域防災計画を踏まえた処理計画の作成に資することを目的として、阪神・淡路大震災や東日本大震災で体験した課題に対する検討内容を中心に記載している。
- 実線枠内は、環境省防災業務計画の記載内容のうち、災害時の廃棄物処理に係る事項について、地方公共団体が実施する立場で記載している。
- 各項目において、「処理計画の作成に必須」と考えられる補足資料を括弧内に太字で示している。ここで示される資料番号及び資料名から、必須資料(資料編)を容易に検索することが可能である。
- 特に発生頻度が高い大雨や台風などの水害対策については、 関連する部分を **水害** のマークで強調し、各章の末尾に「水害廃棄物対策の特記事項」を統括的に示す。
- 本編末尾に、「国、地方環境事務所、関係団体の連絡先一覧」及び「索引」を掲載している。

＜資料編＞

【第３編 技術資料】

- 本編の項目に関係する情報のうち、主に災害廃棄物処理対策に係る発生量推計方法、協定書フォーマット、災害廃棄物種類別の処理方法等を取りまとめている。

【第４編 参考資料】

- 地方公共団体職員が事務手続きを進めていくうえで必要な法令や計画、様式集、国庫補助等を取りまとめている。

本指針は資料編を含めると膨大な量となるので、これらを容易に参照できるように、「災害廃棄物対策指針情報ウェブサイト（本指針の本編、資料編が掲載されているウェブサイト http://www.dwasteguideline.or.jp）」を開設し、このサイト上で、資料編についてキーワードによる検索機能や災害の種類（カテゴリ）毎の検索機能を設けている。

第３章 基本的事項

（１）本指針の位置付け

本指針は、災害対策基本法に基づく環境省防災業務計画、都道府県地域防災計画及び市町村地域防災計画に基づき、地方公共団体が災害廃棄物処理計画を作成するにあたっての基本的事項をとりまとめたものである。

災害対策基本法では、防災基本計画に基づき、環境省等の指定行政機関はその所掌事務に関し、防災業務計画を策定する必要があり、また、都道府県防災会議は都道府県地域防災計画を、市町村防災会議（又は市町村長）は市町村地域防災計画を作成することが定められている。環境省防災業務計画（平成24 年９月）では、環境省所掌事務に関し、国が実施する内容が定められているとともに、地域防災計画の作成の基準となるべき事項についても定められている。

本指針は、これらの計画を踏まえて、災害時における廃棄物処理を適正かつ迅速に行うために必要となる基本的事項をまとめたものである。地方公共団体は、本指針に基づき、都道府県地域防災計画及び市町村地域防災計画と整合を取りながら、処理計画の作成を行うとともに、防災訓練等を通じて計画を確認し、継続的な見直しを行う。

また、災害廃棄物の広域処理に関しては、災害廃棄物処理に係る広域体制整備の手引きが平成 22 年３月に策定されており、併せて参考とする。

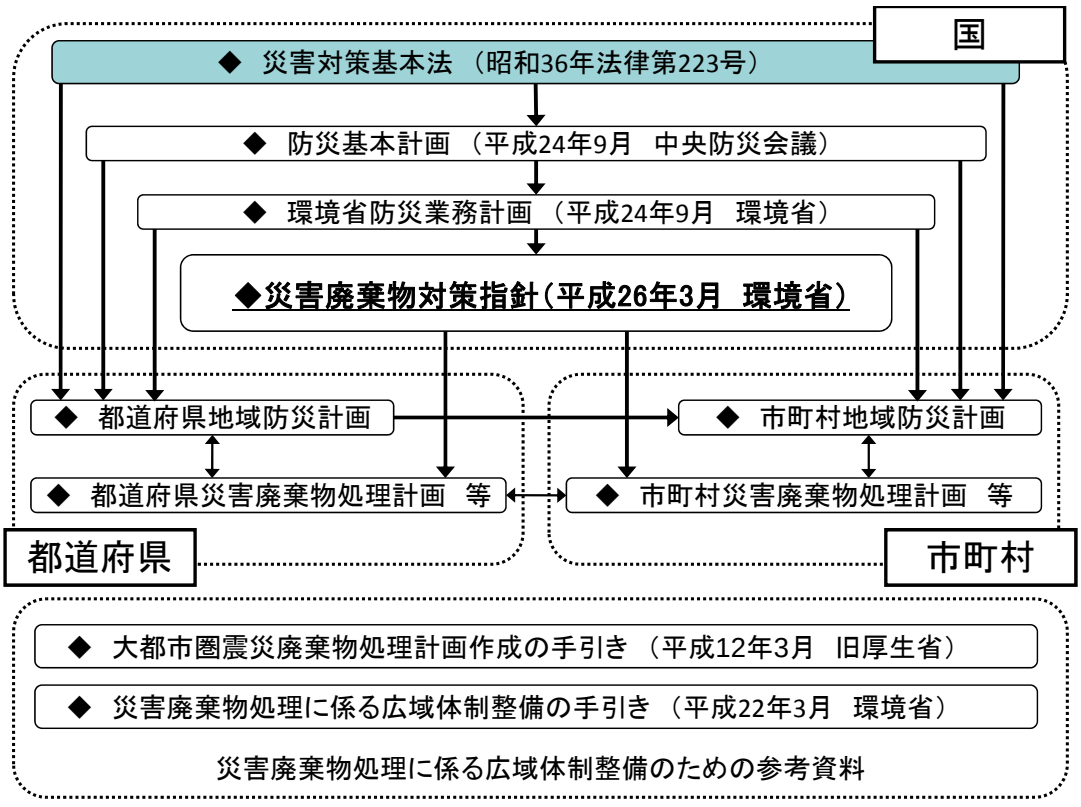

図 1-3-1　災害廃棄物処理に係る防災体制に関する各種法令・計画の位置付け

（２）対象とする災害

本指針で対象とする災害は、地震災害及び水害、その他自然災害であり、地震災害については大規模地震対策措置法第２条第１号の定義通り、地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火災、爆発その他異常な現象により生ずる被害を対象とする。水害については、大雨、台風、雷雨などによる多量の降雨により生ずる洪水、浸水、冠水、土石流、山崩れ、崖崩れなどの被害を対象とする。

各地方公共団体においては、それぞれの地域特性を考慮し、対象とする災害に応じて必要な項目を本指針より選択し、地域に合った処理計画を作成する。

本指針では、地震災害に伴う放射能汚染対策に関する事項については対象としないが、資料編に東日本大震災に伴う原子力発電所事故の経過と対応等を示す。

【技 1-6　東日本大震災に伴う原発事故の経過と対応等】

（３）災害の規模別・種類別の対策

災害の規模、種類、発生場所、発生時期等により、廃棄物の発生量や性状等が大きく異なるため、災害廃棄物処理計画を作成する際にはそれらを考慮する。

また、災害の規模や種類などにより特有の安全面や衛生上の問題が発生することに留意する。

① 災害の規模

地域防災計画で想定する規模の災害に応じた処理計画を作成する。地域条件などによっては災害の規模別の処理計画を検討する。

② 災害の種類

地震災害及び水害、その他自然災害により火災、津波、油汚染等を生じた場合、災害廃棄物の性状が大きく異なるため、その処理方法も異なり追加的な対応が必要となる。よって、災害想定地域で起こり得る災害の種類や地域特性をあらかじめ想定した処理計画を作成する。

③ 発生場所

大都市と地方の市町村等では、被災地域により使用できる施設や動員できる人数等が大きく異なるため、被災地方公共団体の特性を考慮した処理計画を作成する。

④ 発生時期

被災地方公共団体の特性を考慮した処理計画を作成するにあたって、発生時期（季節）を考慮する。夏季における腐敗性廃棄物の迅速な処理や台風対策、冬季の乾燥に伴う仮置場の火災や積雪、強風等については特に注意する。また、深夜に発災した場合は初動の組織体制構築に遅れが出る、夕方に発災した場合は火災が発生する可能性が高いなど、発生時刻についても留意する必要がある。

（4）対象とする業務と災害廃棄物

本指針において対象とする業務は、一般的な廃棄物処理業務である収集・運搬、再資源化、中間処理、最終処分だけでなく、「二次災害の防止」や、作業の一貫性と迅速性の観点から「個人及び中小企業の損壊家屋・事業所等の解体・撤去」等も含む。また、対象とする災害廃棄物を下記に示す。

○ 廃棄物処理担当部門が関与する業務（参考：本章（９）発災後における各主体の行動）

a. 撤去
b. 解体・撤去
c. 収集・運搬
d. 再資源化（リサイクルを含む）
e. 中間処理（破砕、焼却等）・最終処分
f. 二次災害（強風による災害廃棄物の飛散、ハエなどの害虫の発生、発生ガスによる火災、感染症の発生、余震による建物の倒壊など）の防止
g. 進捗管理
h. 広報
i. 上記業務のマネジメント及びその他廃棄物処理に係る事務等

○ 対象とする災害廃棄物

①地震や津波等の災害によって発生する廃棄物

a. 木くず：柱・梁・壁材、水害または津波などによる流木など
b. コンクリートがら等：コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
c. 金属くず：鉄骨や鉄筋、アルミ材など
d. 可燃物：繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物
e. 不燃物：分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物
f. 腐敗性廃棄物：畳や被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
g. 津波堆積物：海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの
h. 廃家電：被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコンなどの家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う
i. 廃自動車等：災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車
※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う
j. 廃船舶：災害により被害を受け使用できなくなった船舶
k. 有害廃棄物：石綿含有廃棄物、ＰＣＢ、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・ＣＣＡ・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物等

l. その他、適正処理が困難な廃棄物：消火器、ボンベ類などの危険物や、ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの(レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石膏ボードなど

②被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物

m. 生活ごみ：家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ

n. 避難所ごみ：避難所から排出される生活ごみなど

o. し尿：仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からの汲取りし尿

（５）処理計画の基本的考え方

１．市町村は、自らが被災市町村となることを想定し、災害予防、災害応急対応、復旧・復興等に必要な事項を平常時に計画としてとりまとめるとともに、支援市町村となることも想定し、必要となる事項を計画としてまとめ、これらを併せて市町村災害廃棄物処理計画とする。

２．都道府県は、管内の市町村が被災市町村になることを想定し、災害予防、災害応急対応、復旧・復興等に必要となる事項を平常時に計画としてとりまとめるとともに、支援地方公共団体となることも想定し、必要となる事項を計画としてまとめ、これらを併せて都道府県災害廃棄物処理計画とする。処理計画の作成にあたっては、管内市町村と災害規模の想定等、基本事項の調整を行う。

○ 発災前後の考え方

本指針では、被災市町村及び支援市町村を想定して作成する市町村災害廃棄物処理計画並びに被災都道府県及び支援都道府県を想定して作成する都道府県災害廃棄物処理計画について、災害予防(被害抑止・被害軽減)、災害応急対応、復旧・復興等の観点から必要となる事項を示す。

処理計画の作成に際しては、例えば、被災した立場にある都道府県・市町村は、災害応急対応時の体制づくりにおいて、担当者が具体的に何をすべきかを示すなど、また、支援する立場にある都道府県は、域内の前処理を含めた処理能力などの検討、市町村にあっては、仮設トイレやパッカー車の数、人材などを具体的に検討する。

災害廃棄物処理計画（被災・支援を考慮）		災害予防（被害抑止・軽減）	災害応急対応	災害復旧・復興等
都道府県の計画	被災した立場	被災市町村と連携し連絡調整・情報収集・共同行動・支援要請、代行措置等を含む計画	進捗管理 実行計画の検討支援 応急対応（体制、財政、実施等） 被災市町村の情報収集・支援要請	進捗管理 被災市町村の情報収集・支援要請 都道府県による復旧・復興等
	支援する立場	広域的な視点からの支援対策（組織・人員・機材等）を含む計画 支援協定の締結	支援に必要な情報収集・支援の実施 災害対策経験者の派遣	支援に必要な情報収集・支援の実施 長期支援の実施検討
		・想定災害規模の統一　・広域的な視点の検討 ・連絡体制の調整　・市町村の計画との整合性		
市町村の計画	被災した立場	処理最前線として具体性のある計画	進捗管理 実行計画の検討 初動体制、状況把握、災害対応、財政管理等 都道府県及び隣接する市町村、他地方公共団体・民間事業者団体への支援要請等	進捗管理 復旧・復興計画と合わせた処理・再資源化 他地方公共団体・民間事業者団体への支援要請等
	支援する立場	支援対策（組織・人員・機材等）に関する計画 支援協定の締結	支援に必要な情報収集・支援の実施 災害対策経験者の派遣	支援に必要な情報収集・支援の実施 長期支援の実施検討

※災害予防（被害抑止・被害軽減）…地震発生までの期間
　災害応急対応…人命救助から生活再開までの期間
　災害復旧・復興等…災害廃棄物の処理が完了するまでの期間

図 1-3-2　都道府県・市町村の計画作成の考え方

都道府県は、処理方針や各市町村の役割等を示した都道府県処理計画を作成し、市町村処理計画との整合が図れるよう、処理計画作成後においても相互調整を行い継続的に訓練や点検・更新を行う。整合性の観点から、同一都道府県内の地方公共団体は共通の災害規模を想定し処理計画を作成する。

・発災前の対策

被害抑止と被害軽減の二つの観点があり、被害抑止は被害の抑止力を高めること、例えば耐震化により家屋の倒壊を防ぐことにより災害廃棄物の発生量を減らすことが該当し、被害軽減は被害を防ぎきれなかった場合に被害を可能な限り最小限にとどめ、できる限り早期に回復させること、例えば有害物質

の所在を明確化しておき、その施設が被災した場合には早急に対応する体制を整備しておくことが該当する。

被害の想定については、ハザードマップなどを参考に行う。

・発災後の対策（災害応急対応、災害復旧・復興等）

応急対応、復旧・復興の二段階があり、応急対応は発災直後の避難所ごみを含む災害廃棄物への対応、仮置場の設置・受入等が該当し、復旧・復興は発災以前の状態に戻すための災害廃棄物の処理、再資源化等が該当する。

○　発災後の処理の流れ

災害時においては、道路へ倒壊した損壊家屋等の災害廃棄物による通行障害、通信障害、燃料の不足、強風による災害廃棄物の飛散、ハエなどの害虫の発生、発生ガスによる火災、感染症の発生、余震による建物の倒壊などの二次災害など、さまざまな障害が発生する。

住民の健康や安全の確保、衛生や環境面での安全・安心のために迅速な処理が必要であるため、発災後の処理の考え方を以下に示す。

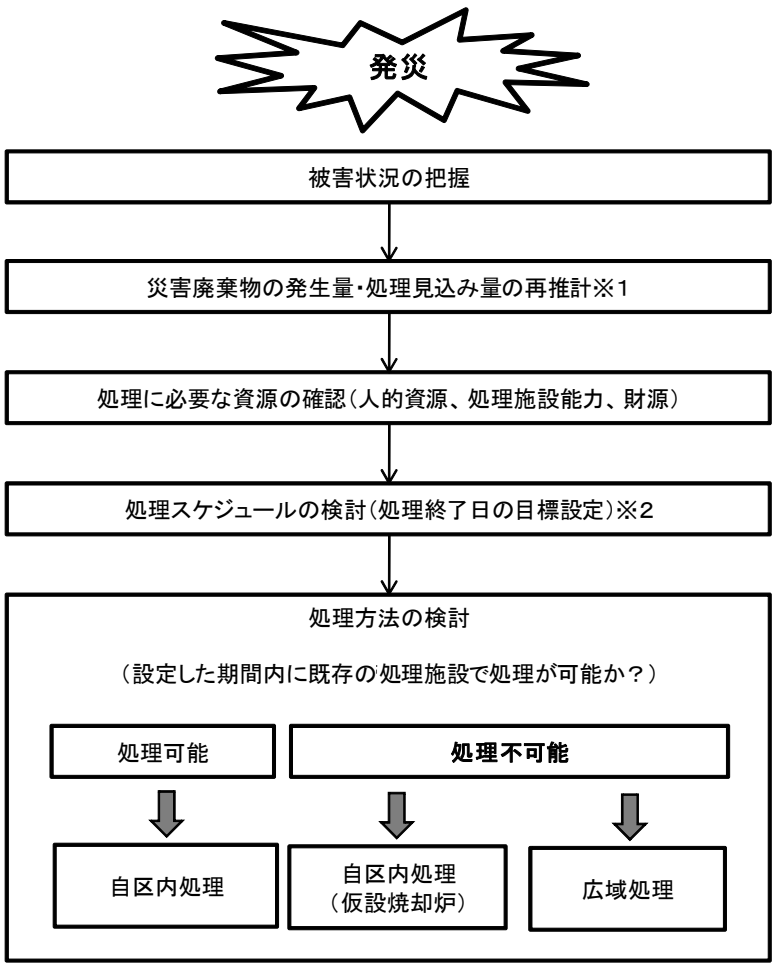

※1　処理計画で推計した発生量・処理見込み量を、実際の被害状況を基に再推計

※2　阪神・淡路大震災や東日本大震災においては、建物の解体が約2年、災害廃棄物の処理が約3年のスケジュールで行われた。

図 1-3-3　発災後の処理の流れ

（６）処理主体

災害廃棄物の処理主体は市町村である。市町村は都道府県が作成する災害廃棄物処理計画と整合した災害廃棄物処理計画を作成し、災害時に適正かつ迅速に処理が行えるよう備えておく。

また、過去の災害廃棄物処理事例では、建設事業者団体、解体事業者団体、産業廃棄物処理事業者団体等民間事業者団体の役割が大きいため、平常時に支援協定を締結することなどを検討する。

支援地方公共団体は、災害廃棄物処理に関して、支援可能な内容や連絡手段を明確にしておき、災害時においては被災地方公共団体と連絡調整の上、人的支援・物的支援等を行う。

また、都道府県は、市町村から事務委託を受け、災害廃棄物処理を実施する場合がある。

【東日本大震災における事例】

東日本大震災は広範囲に地震及び津波被害等をもたらした災害であり、被災市町村だけでは処理しきれない量の災害廃棄物が発生した。また、放射能の影響もあったため、東日本大震災における廃棄物の処理主体は、①市町村、②県、③国の３つのパターンが存在した。

また、処理事業では民間事業者の事業運営ノウハウが積極的に活用された。

＜被災市町村の対応＞

・宮城県仙台市は県へ事務委託をせず独自に処理を行った。廃棄物の処理方法に関しては、処理見込み量及び施設の状況を踏まえ、仮設焼却炉を設置して処理を実施した。

・岩手県釜石市も仙台市と同様に、県へ事務委託せず独自に処理を行った。廃棄物の処理方法に関しては、稼働を停止していた旧焼却炉を復旧し、市内で焼却処理を行う一方、市内に最終処分場がないため、不燃系混合物等については広域処理を実施した。処理は、建設事業者や廃棄物処理事業者など複数の事業者へ委託し、民間事業者の事業運営ノウハウを活用しながら実施した。

・宮城県女川町の災害廃棄物（可燃物）は、東京都の協力を得て平成 23 年 11 月に広域処理の基本合意が締結され、12 月より搬出（12 月は試験搬出）が開始された。
東京都への合計搬出量は 31,361 トンで、搬出作業は平成 25 年３月 28 日をもって完了した。

＜被災都道府県の対応＞

・被害規模が大きく独自で処理できないと判断した市町村は、地方自治法第 252 条の 14 第１項の規定に基づき、岩手県や宮城県へ災害廃棄物の処理に関する事務を委託し処理を実施した。

・県内の処理施設だけでは災害廃棄物を処理するのに時間を要するため、仮設焼却炉の設置や再生利用を進めるとともに広域処理を実施した。

・処理は、建設事業者や廃棄物処理事業者など複数の事業者へ委託し、民間事業者の事業運営ノウハウを活用しながら実施した。

・宮城県においては、プロポーザル方式による企画提案で災害廃棄物処理業務を発注し、ＪＶによる総合的なマネジメントが行われた。

＜国の対応＞

・市町村又は地方自治法に基づき事務委託を受けた県による災害廃棄物の処理が適正かつ効率的に行われるよう、「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」の策定の他、財政措置、専

門家の派遣、再生利用の推進、再委託を認めることによる処理の促進、処理の進捗管理、広域かつ効率的な処理に向け、県外の地方公共団体や民間事業者の処理施設に係る情報提供等の支援を実施した。
・平成23年８月に災害廃棄物処理特別措置法が制定され、市町村の要請を受けて福島県内の一部の市町村において、国の代行により災害廃棄物の処理を行っている。
・また、福島県内の避難区域においては、同時期に制定された放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、国の直轄事業により災害廃棄物の処理を行っている。
・なお、東日本大震災における国の対応記録（詳細）については資料編を参照のこと。

例えば、【技 1-6　東日本大震災に伴う原発事故の経過と対応等】
【技 1-8　処理のスケジュール（例）】

＜支援地方公共団体の対応＞
・発災直後に地方公共団体職員や収集運搬車両等を被災地へ派遣し、廃棄物処理を行うなど人的支援・物的支援を実施した。また継続的に職員を派遣し、災害廃棄物処理に係る事務処理等の支援も行われた。さらに、災害廃棄物の広域処理が行われた。

＜民間事業者の対応＞
～災害廃棄物の撤去、建物の解体・撤去、仮置場までの運搬～
・建設事業者、解体事業者、産業廃棄物処理事業者等により、災害廃棄物の撤去、建物の解体・撤去、粗選別、仮置場までの運搬が行われた。
・産業廃棄物協会は県と締結していた協定に基づき、協会として一括あるいは個別の事業者毎に委託を受けて処理を行った。

～仮置場における選別、破砕、焼却～
・仮置場に集積後の分別や仮置場間の搬送及び処理・処分は、建設事業者や廃棄物処理事業者など複数の事業者が担った。

～処理実行計画の作成・処理事業の進捗管理など～
・廃棄物コンサルタント会社が、災害廃棄物処理実行計画の作成及び処理事業の進捗管理など、釜石市が実施する業務について支援を行った。

（７）その他留意すべき事項

災害廃棄物対策に係る基本的事項は本章で前述した通りであるが、その他にも留意が必要な事項がある。そのうち、特に留意すべき項目を以下に示すが、以下は、第２編に詳細を示しているので、ここでは項目の説明にとどめる。

① 内部体制の整備

災害発生時において、できる限り迅速に適切な初期活動を行うことは極めて重要であり、そのための緊急出動体制として、地域防災計画において、廃棄物処理対策の役割の明確化、発災時の動員、配置計画、連絡体制、指揮伝達系統などを定めておく。

② 協力支援体制の整備

発災直後の迅速な人命救助やライフライン復旧のために、災害廃棄物の撤去・通行確保が必要であり、国土交通省等道路関係部局とも連携をとり、自衛隊や警察、消防と連携して道路上の災害廃棄物の撤去や倒壊した家屋の解体・撤去、通行確保等が必要となる。

関係地方公共団体・関係団体との連携や災害廃棄物の広域処理について重要であるため、災害が発生し又は発生するおそれがある場合における災害応急対策または災害復旧・復興対策の実施に関し、関係地方公共団体、廃棄物・再資源化に関係する団体等との協力体制の構築に努める。

なお、関係地方公共団体・関係団体との連携にあたっては、各地方公共団体において窓口を一元化するなど、災害現場での対応に支障をきたさないよう配慮する。

③ 資機材の備蓄等

ごみ焼却施設、し尿処理施設、最終処分場などの一般廃棄物処理施設が被災した場合に対処するため、補修等に必要な資材及び重機等の機器（以下「資機材」という。）や再稼働に必要な非常用発電の設置、燃料・薬品等の備蓄を行う。

そのため、災害の内容や程度をあらかじめ予測し、修復するための点検手引きを作成しておくとともに、点検・修復に備え当該施設の補修予定事業者等との連絡・協力体制を確立しておく。

④ 情報収集・連絡体制の強化

災害発生に際して、情報の収集・連絡等が迅速かつ的確に行われるよう、職員に対する情報連絡体制の充実強化、関係行政機関、関係地方公共団体、民間事業者団体等との緊密な防災情報連絡体制の確保を図る。

また、災害発生時、復旧・復興時における環境保全の重要性について適切な広報活動が行われるよう体制の整備に努める。

⑤ 職員への教育訓練等

処理計画の記載内容について平常時から地方公共団体職員へ周知するとともに、災害時に処理計画が有効に活用されるよう教育訓練を継続的に行っていく。また、災害廃棄物や産業廃棄物処理技術に関する知識・経験を有する専門家を交えた教育訓練や研修会を開催する。

このような教育訓練や研修会を、段階を踏みながら継続的に行うことで、核となる人材を育成することに努める。

⑥ 住民等への啓発・広報

災害廃棄物の適正処理を確保する上で、住民や事業者の理解は欠かせないものである。このため、発災当初の混乱の中でも行える再資源化のための分別方法や、粗大ごみ・腐敗性廃棄物の排出方法などをあらかじめ定め、住民の理解を得るよう啓発を継続的に実施する。また、便乗ごみ（災害廃棄物の回収に便乗した、災害とは関係のない通常ごみ、事業ごみ、危険物など）の排出や混乱に乗じた不法投棄、野焼き等の不適正な処理が行われることのないよう、日頃から住民意識への啓発を行う。

（８）災害廃棄物処理計画及び災害廃棄物処理実行計画の位置付け

地方公共団体は、平常時（被害抑止・被害軽減）、応急対応時、復旧復興時における、それぞれの地域特性に応じた処理計画を作成する必要がある。処理の実施方法については、処理手順や技術面だけでなく、組織体制・指揮命令系統や管理体制に至るまで考慮する必要がある。

処理計画は、定期的な訓練や演習を通して実効性があるものに改善する必要がある。

発災後には、国の策定する「災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」を基に、各地方公共団体の被災状況及び特性に応じた処理の基本方針を含む災害廃棄物処理実行計画（以下「実行計画」という。）を作成し、災害廃棄物の処理作業を実施することとなる。 実行計画は、作業の実施状況や災害廃棄物推計量などを見直し、その結果を反映させる。

復旧・復興後には、見直しされた実行計画を基に処理計画を見直し、次の災害に備える。

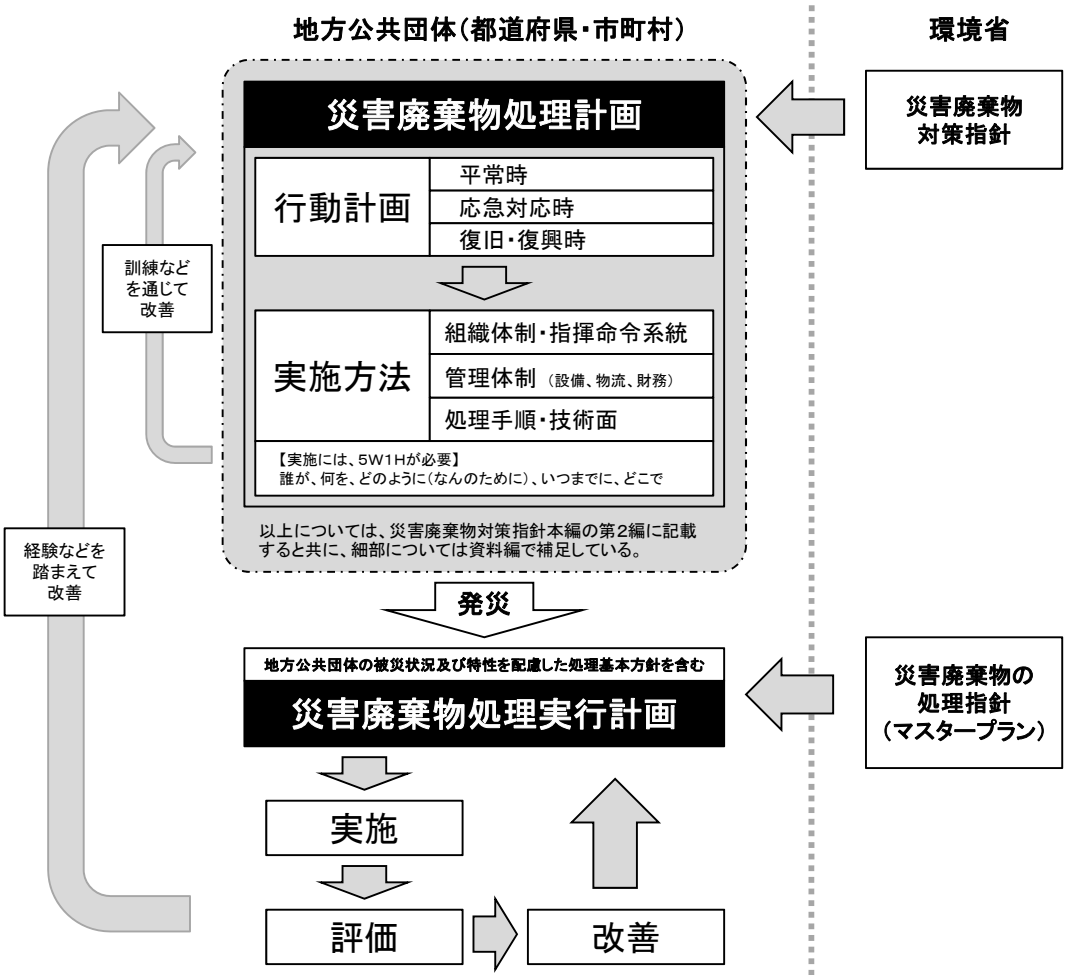

図 1-3-4　災害廃棄物処理計画及び災害廃棄物処理実行計画の位置付け

（９）発災後における各主体の行動

発災後には以下のフロー図で示す業務が発生することが考えられるため、地方公共団体においては作業毎に必要な人員を含めた組織体制をあらかじめ検討する必要がある。検討する際には、図 2-1-1 組織体制図（例）で示す通り、作業を実施する「実行部隊」だけではなく、「計画担当部隊」、「経理部隊」、それらの調整を行う「総合調整部隊」など、組織体制についても留意する必要がある。また、道路障害物の撤去、家屋等の解体・撤去、仮置場の整備や返却など、長期にわたり土木・建築職などの協力が必要となることにも留意する。

表 1-3-1　発災後の時期区分と特徴

時期区分	時期区分の特徴	時間の目安
初動期	人命救助が優先される時期（体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う）	発災後数日間
応急対応（前半）	避難所生活が本格化する時期（主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する期間）	～３週間程度
応急対応（後半）	人や物の流れが回復する時期（災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間）	～３カ月程度
復旧・復興	避難所生活が終了する時期（一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間）	～３年程度

※時間の目安は災害規模や内容によって異なる（東日本大震災クラスの場合を想定）。

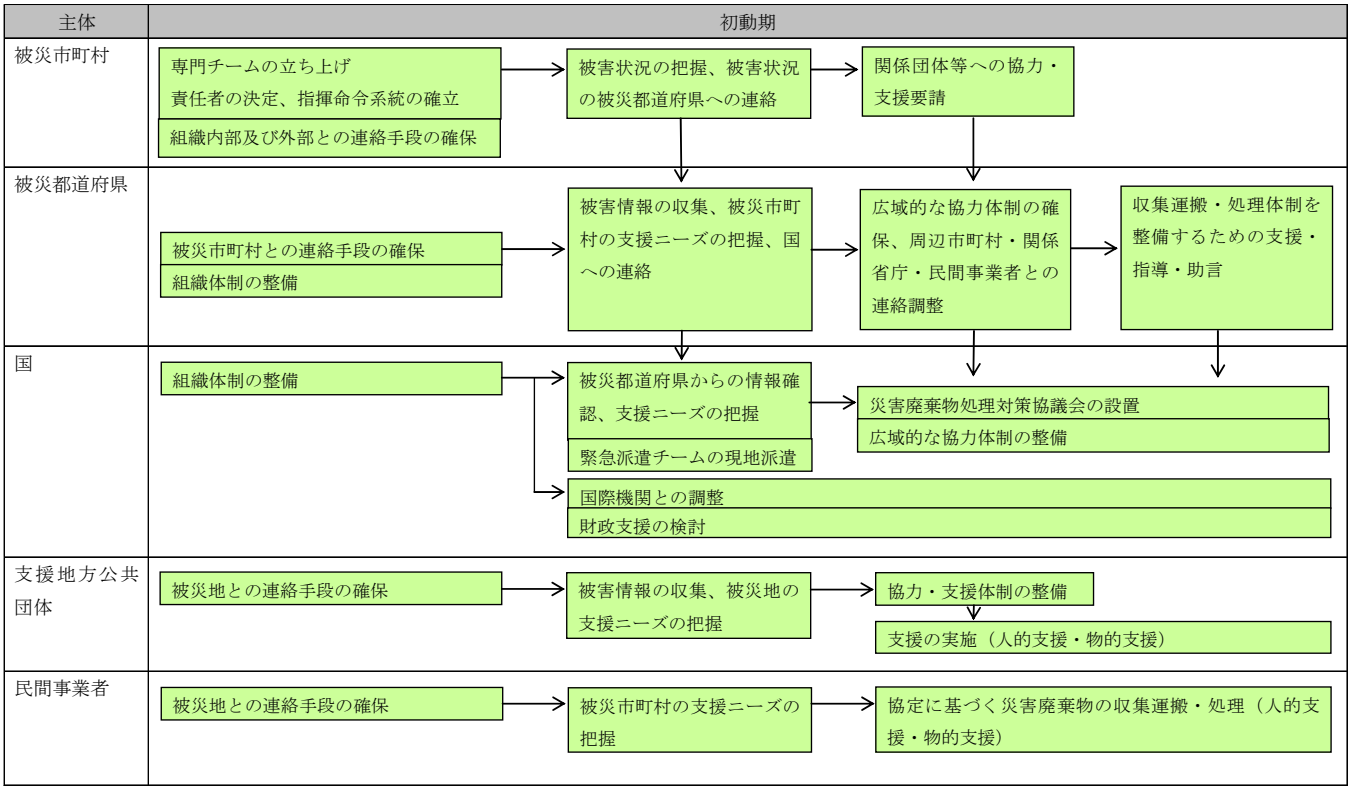

図 1-3-5　体制の構築、支援の実施

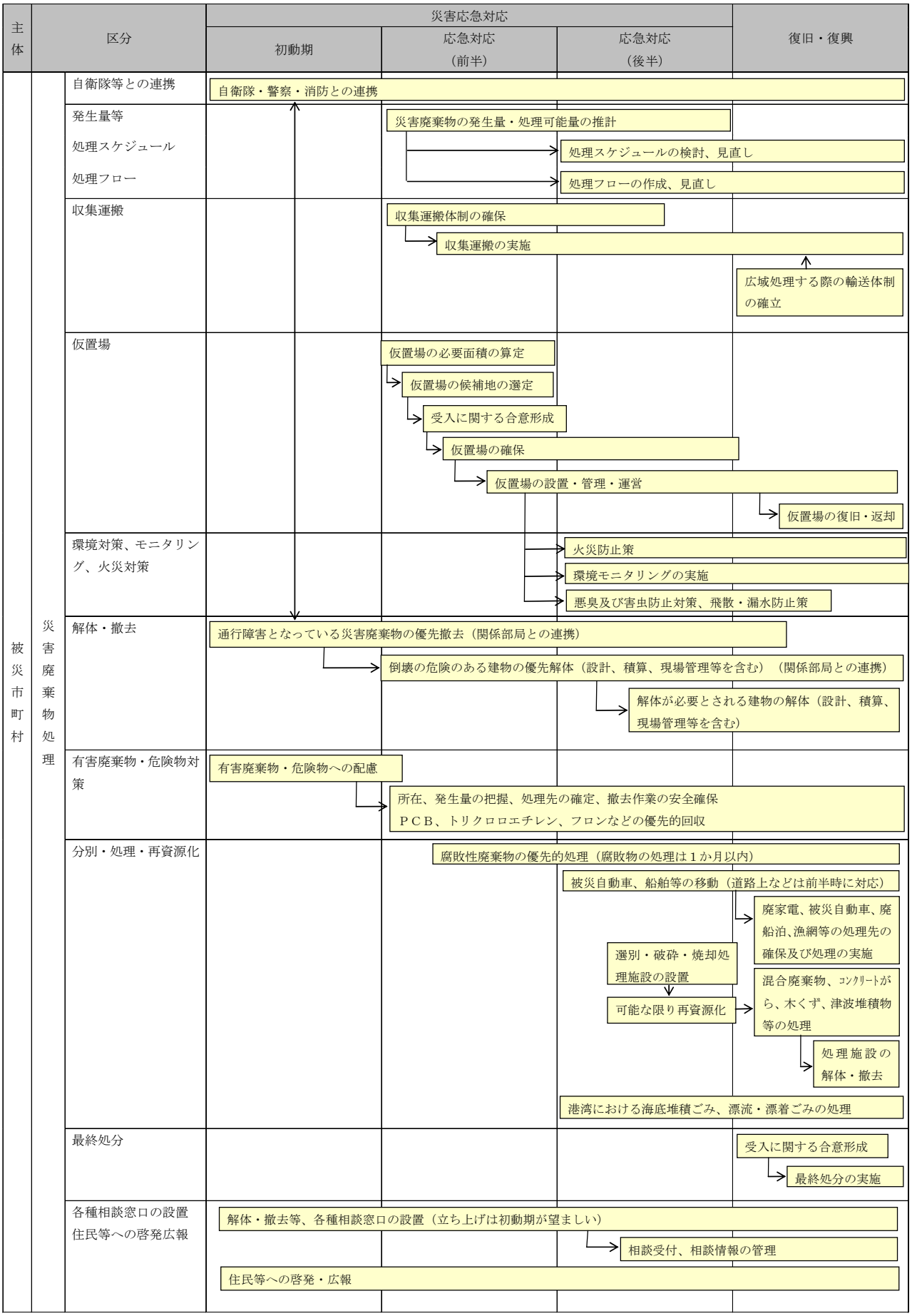

図 1-3-6　災害廃棄物処理

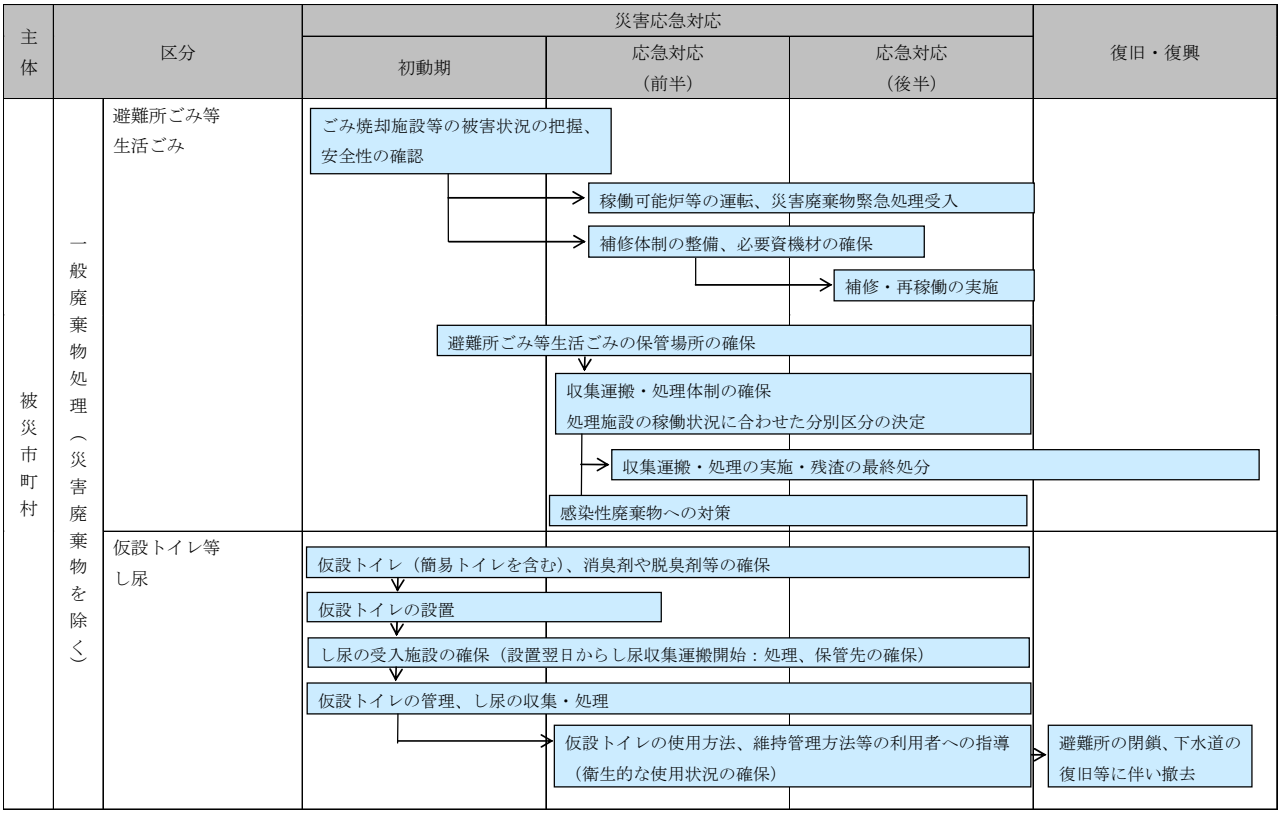

図 1-3-7　一般廃棄物処理（災害廃棄物処理を除く）